

令和3年度第1回

大阪府都市計画審議会

議 案 書

日 時 令和4年2月4日（金）
午後2時～

場 所 大阪府中央区大手前3丁目1番43号
プリムローズ大阪 「鳳凰の間」

令和3年度第1回 大阪府都市計画審議会

議案書目次

議案番号	案件名	ページ
464	南部大阪都市計画区域区分の変更	1
465	東部大阪都市計画都市再開発の方針の変更	4
466	南部大阪都市計画都市再開発の方針の変更	16
467	北部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更	22
468	東部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更	26
469	南部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更	32
470	東部大阪都市計画道路の変更	35
471	東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更	38

議 第 464 号
計 調 第 1007 号
令和 4 年 1 月 21 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

南部大阪都市計画区域区分の変更について(付議)

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

南部大阪都市計画区域区分の変更（大阪府決定）

南部大阪都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域と市街化調整区域との区分

「位置及び区域は位置図及び計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

区 分	年 次	平成27年 (基準年次)	令和7年 (目標年次)
都市計画区域内人口		2,357.8千人	2,226.4千人
市街化区域内人口		2,202.4千人	2,071.8千人
配分する人口		—	2,061.9千人
保留する人口		—	9.9千人
特定保留		—	—
一般保留		—	9.9千人

理 由

南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において保留区域に設定されている三宅地区について、土地区画整理事業及び地区計画による計画的な市街地整備が確実となったことから、当該地区について、保留区域を解除し、市街化区域に編入する。

議 第 465 号
計 調 第 1015 号
令和4年1月21日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

東部大阪都市計画都市再開発の方針の変更について(付議)

標記について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

東部大阪都市計画都市再開発の方針の変更（大阪府決定）

「東部大阪都市計画都市再開発の方針」を次のとおり変更する。

1. 都市再開発法第2条の3第1項第1号の規定に基づく、「計画的な再開発が必要な市街地」に係る再開発の目標並びに当該市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針

「別表1のとおり」

2. 都市再開発法第2条の3第1項第2号の規定に基づく、「計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」及び当該地区の整備又は開発の計画の概要

「別表2のとおり」

別表1
計画的な再開発が必要な市街地

番号	計画的な再開発が必要な市街地	面積	市町村名	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針	特に整備効果が大いと思われる地区又は特に早急に再開発を行うことが望ましい地区	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区	備考
210-1	京阪牧野駅周辺地区	約6.4ha	枚方市	鉄道駅等を中心に地域の地区拠点にふさわしい商業・業務機能の集積を図るとともに防災性の向上、交通環境の改善を図る。	京阪牧野駅周辺では、公共施設の整備に合わせ商業施設等の集積と都市型住宅の建設を促進するなど計画的な土地の高度利用と防災性の向上を図る。 都市計画道路の整備を促進し、交通環境の改善を図る。			
210-2	京阪枚方市駅周辺地区	約71ha	枚方市	東部大阪の都市拠点にふさわしい魅力ある各種機能を集積した広域的な拠点の形成を図る。 淀川、旧京街道の自然や歴史環境を生かした良好な都市空間の形成を図る。	鉄道駅周辺では商業・文化・福祉・医療・居住等の複合機能を持った、中心市街地にふさわしい拠点形成を図るとともに、地区の状況に応じて用途転換を促進し、高度利用を図る。 街なみ環境整備事業等により歴史的景観の修復を図り、良好な住環境の整備に努める。	京阪枚方市駅周辺地区		
210-3	京阪光善寺駅周辺地区	約9.4ha	枚方市	鉄道の連続立体交差事業を契機に、地域の地区拠点にふさわしい商業・文化機能の集積を図るとともに防災性の向上、交通環境の改善を図る。	鉄道の連続立体交差事業にあわせた商業・文化機能の集積により、生活利便性の高い地区拠点の形成を図る。 道路等の都市基盤施設の整備を促進し、鉄道駅へのアクセス性を向上させる。また、それに伴い交通環境の改善や歩行者空間の確保を図る。	京阪光善寺駅西地区		
215-1	京阪香里園駅周辺地区	約134ha	枚方市 寝屋川市	京阪香里園駅東側周辺の交通環境の改善を図るとともに、複合的な都市機能の集積と土地の有効かつ高度利用を進め、防災性の向上を図る。特に寝屋川市の北の結節点として、新たな魅力を備えた都市移の形成と災害に強く、心安らぐ、安全で人に優しく都市的・まちづくりを推進する。	地域の地形を考慮した土地の有効かつ高度利用を図り、商業、業務、居住、医療等の機能集積及び新しい生活文化情報発信機能を発揮できる広域的なサービス業等の拠点を指すとともに、老朽住宅の建て替えや道路、公園、広場などの確保を誘導し、良好な住環境を有したまちづくりの形成を進める。			防災再開 発促進地 区

別表1
計画的な再開発が必要な市街地

番号	計画的な再開発が必要な市街地	面積	市町村名	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針	特に整備効果が大きいと予想される地区又は特に早急に再開発を行うことが望ましい地区	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区	備考
215-2	京阪寝屋川市駅周辺地区	約244ha	寝屋川市	寝屋川市駅周辺は水と緑と文化性を備えた中心的な都市核の形成と災害に強く、心やすらぐ、安全で人に優しい都市的な居住環境を有したまちづくりを推進する。	都市基盤施設整備及び高度利用化により市民が誇りを持つてくるシンボル景観を創出した都市核の形成を図る。 寝屋川市役所周辺は中心業務拠点として商業・業務施設の集積を誘導する。また、老朽住宅の建替えや道路、公園、広場などの確保を誘導し、良好な住環境を有したまちづくりの形成を進める。			防災再開発促進地区
215-3	京阪萱島駅周辺地区	約130ha	寝屋川市	京阪萱島駅周辺は第二京阪道路のインパクトを活用し、賑わいがあり市場性の高い都市核の形成と災害に強く、心やすらぐ、安全で人に優しい都市的な居住環境を有したまちづくりを推進する。	新しい生活文化情報発信機能を發揮できる広域的な商業・サービス業などの拠点をめざした都市核の形成を図る。また、老朽住宅の建替えや道路、公園、広場などの確保を誘導し、良好な住環境を有したまちづくりの形成を進める。			防災再開発促進地区
215-4	JR寝屋川公園駅周辺地区	約56ha	寝屋川市	JR寝屋川公園駅周辺は府営寝屋川公園等の豊かな景観と第二京阪道路や都市計画道路等のアクセシビリティを活かした東の都市核の形成と災害に強く、心やすらぐ、安全で人に優しい都市的な居住環境を有したまちづくりを推進する。	地域資源や交通の利便性を有効活用するとともに、教育文化施設・医療施設・商業施設等の都市機能を集約し、駅を中心としたコンパクトで魅力あるまちづくりにより、東の都市核としての拠点形成を進める。			
223-1	門真市北部地区	約461ha	門真市	老朽化した木造建築物等の建替えを促進し、良好な市街地への計画的な転換を図り、快適な居住環境の実現を目指す。 防災道路の整備を進めるとともに住宅等の不燃化や耐震化を促進し、安全な市街地形成に努める。 主要鉄道駅周辺は、地域の生活拠点として、生活文化機能の集積が図れるよう商業・業務機能、文化・交流機能の高度集積と再開発に努める。	防災上課題のある老朽化した木造建築物等の建替えを促進するとともに、公共施設等を整備することにより、住環境の向上と併せて土地の有効利用を図り、都市機能の更新に努める。		門真市北部地区	防災再開発促進地区

別表1
計画的な再開発が必要な市街地

番号	計画的な再開発が必要な市街地	面積	市町村名	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針	特に整備効果が大いと考えられる地区又は特に早急に再開発を行うことが望ましい地区	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区	備考
218-1	JR住道駅周辺地区	約46ha	大東市	商業、業務機能の集積、都市型住宅の建設、防災機能の強化等を促進し、地域核にふさわしい魅力ある市街地の形成を図る。	公共施設の整備にあわせた商業・業務機能の集積、都市型住宅の建設の促進等により、計画的な土地の高度利用を図る。 建物の不燃化、耐震化の促進やオープンスペースの確保等、防災機能の強化を図る。	JR住道駅北地区		
227-1	東大阪市北部市街地	約660ha	東大阪市	主要鉄道駅等を中心に、周辺地域の特性に応じた、居住、商業、業務機能に加え、行政、文化、医療、子育て等の生活支援機能の集積を図り、都市の魅力を増大させるとともに歩いで暮らせるまちの実現を目指す。 密集市街地や住工混在地の居住環境の改善を図る。	大阪モノレール新駅及び既存鉄道駅周辺では地域を支える商業、業務機能や日常生活で必要となる基礎的な生活支援機能を維持・誘導するために計画的な土地の高度利用を図る。 JRおおさか東線と大阪メトロ中央線の結節点である高井田駅周辺では公共施設の整備にあわせた商業、業務機能の集積と都市型住宅の建設を促進し、計画的な土地の高度利用を図る。 布施公園の整備などにあわせ、建物の不燃化を促進し、広域避難地の確保を図る。 鉄道駅周辺では商業機能の集積と都市型住宅の建設を促進し、計画的な土地の高度利用を図る。 幹線道路が整備される地区では地区の状況に応じて、用途転換を誘導するとともに、土地の高度利用を図る。 既存工業地の高度化と都市型産業の集積を図る。 密集市街地において民間と行政の協働による災害に強い住宅とまちづくりを促進する。	鴻池新田地区(JR鴻池新田駅及び大阪モノレール(仮称)鴻池新田駅周辺) 高井田駅周辺地区 JR徳庵駅周辺地区	JR徳庵駅周辺地区	

別表1
計画的な再開発が必要な市街地

番号	計画的な再開発が必要な市街地	面積	市町村名	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針	特に整備効果が大いと思われる地区又は特に早急に再開発を行うことが望ましい地区	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区	備考
227-2	東大阪市西部市街地	約1,300ha	東大阪市	東大阪市の中心商業業務地にふさわしい商業、業務施設等の都市機能の集積を図り、地域の人がひとが集まり交流するにきわいのある空間の形成を目指す。 主要鉄道駅等を中心に、周辺地域の特性に応じた様々な都市機能を維持・誘導するため、計画的な土地の高度利用を図る。 文化、医療、子育て等の生活支援機能の集積を図り、都市の魅力を増大させるとともに歩いて暮らせるまちの実現を目指す。 密集市街地や住工混在地の居住環境の改善を図る。	大阪モノレール新駅周辺では東大阪市の中心拠点を補完するエリアとして、来訪者拡大を目的とした様々な都市機能を維持・誘導するために計画的な土地の高度利用を図る。 都市型住宅の建設を促進し、地区の活性化に努めるとともに、不燃化を促進し、広域避難地の確保を図る。 東大阪市の中心商業業務地として、公共施設の整備にあわせ行政、商業、業務機能等の集積と都市型住宅の建設を促進し、計画的な土地の高度利用を図る。	大阪モノレール(仮称)瓜生堂駅西部周辺地区 近鉄布施駅周辺地区(布施駅、小阪駅周辺)	近鉄布施駅周辺地区 近鉄長瀬駅周辺地区 近鉄弥刀駅周辺地区	
					鉄道駅周辺では公共施設の整備にあわせ商業機能の集積と都市型住宅の建設を促進し、計画的な土地の高度利用を図る。 住宅地として再整備を行い、地区の活性化に努め、居住性・防災性の向上に努める。 商業施設の集積がなされる地区では、建物の更新にあわせ用途転換を誘導するなど、地区の活性化を図る。 地域を支える都市機能や日常生活で必要となる基礎的な都市機能を維持・誘導するために計画的な土地の高度利用を図る。	後徳道駅周辺地区 JR長瀬駅周辺地区		
					幹線道路が整備される地区では地区の状況に応じて、用途転換を誘導するとともに、土地の高度利用を図る。 既存工業地の高度化と都市型産業の集積を図る。 密集市街地において民間と行政の協働による災害に強い住宅とまちづくりを促進する。			

別表1
計画的な再開発が必要な市街地

番号	計画的な再開発が必要な市街地	面積	市町村名	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針	特に整備効果が大いと思われる地区又は特に早急に再開発を行うことが望ましい地区	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区	備考
227-3	東大阪市東北部市街地	約1,030ha	東大阪市	<p>東大阪市の拠点にふさわしい魅力ある各種機能を集積した中心拠点の形成を図る。主要鉄道駅等を中心に、周辺地域の特性に応じて、居住、商業、業務機能に加え、行政文化、医療、子育て等の生活支援機能の集積を図り、都市の魅力を増大させるとともに、歩いて暮らせるまちの実現を目指す。密集市街地や住工混在地の居住環境の改善を図る。自然環境の保全と良好な居住環境の形成を図る。</p>	<p>大阪モノレール新駅及び既存鉄道駅周辺では来訪者拡大を目的とした様々な都市機能を維持・誘導するために計画的な土地の高度利用を図る。大阪モノレール新駅周辺に位置する大規模公有地では、中心拠点にふさわしい各種機能の立地誘導と計画的な土地の高度利用を図る。東大阪市景観計画(市役所本庁周辺景観形成重点地区)に基づき、市の中心拠点にふさわしい良好な景観形成を図る。</p>	<p>東大阪市中心拠点地区(長田・荒本駅周辺)</p>	東大阪市中心拠点地区	
					<p>鉄道駅周辺では計画的な用途転換により商業機能の立地誘導と計画的な土地の高度利用を図る。</p>	<p>近鉄吉田駅周辺地区 近鉄新石切駅周辺地区</p>		
					<p>幹線道路が整備される地区では地区の状況に応じて、用途転換を誘導するとともに、土地の高度利用を図る。既存工業地の高度化と都市型産業の集積を図る。密集市街地において民間と行政の協働による災害に強い住宅とまちづくりを促進する。生駒山麓の良好な住環境の保全と自然景観の整備を図る。</p>			

別表1
計画的な再開発が必要な市街地

番号	計画的な再開発が必要な市街地	面積	市町村名	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針	特に整備効果が大いと思われる地区又は特に早急に再開発を行うことが望ましい地区	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区	備考
227-4	東大阪市東南部市街地	約910ha	東大阪市	主要鉄道駅等を中心に、周辺地域の特性に応じた、居住、商業、業務機能に加え、行政、文化、医療、子育て等の生活支援機能の集積を図り、都市の魅力を増大させるとともに、歩いて暮らせるまちの実現を目指す。 密集市街地や住工混在地の居住環境の改善を図る。 自然環境の保全と良好な居住環境の形成を図る。	大阪モノレール新駅周辺では都市の中心拠点を補完するエリアとして、来訪者拡大を目的とした様々な都市機能を維持・誘導するために、計画的な土地の高度利用を図る。 防災再開発促進地区では防災公共施設の整備、及び老朽建築物等の建替を促進し都市機能の更新を図る。 鉄道駅周辺では公共施設の整備にあわせた行政、商業、業務機能等の集積と都市型住宅の建設を促進し、計画的な土地の高度利用を図る。 住宅地として再整備を行い、地区の活性化に努め、居住性・防災性の向上に努める。 幹線道路が整備される地区では地区の状況に応じて、用途転換を誘導するとともに、土地の高度利用を図る。 既存工業地の高度化と都市型産業の集積を図る。 密集市街地において民間と行政の協働による災害に強い住宅とまちづくりを促進する。 生駒山麓の良好な住環境の保全と自然景観の整備を図る。	若江・岩田・瓜生堂地区 近鉄瓢箪山駅周辺地区	若江・岩田・瓜生堂地区 近鉄瓢箪山駅周辺地区	防災再開発促進地区
221-1	JR柏原駅周辺地区	約6.0ha	柏原市	中心市街地としての都市機能の更新と、健全で災害に強い居住環境の整備を図り活力ある街づくりを目指す。	JR柏原駅周辺は、住宅・商業・業務の適正な配置に配慮しながらそれぞれの用途が調和・共存できる環境を形成する。 近隣商業地域及び商業地域として商業機能の充実を図る。 当地区において、景観形成、商業、業務、文化、情報行政等の機能を充実させる。 都心の活性化を図るため都市型住宅の供給を促進する。		JR柏原駅東口地区	

別表2
計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

番号	地区名	地区面積	市町村名	地区の再開発、整備等の主たる目標	用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	建築物の更新の方針	都市施設及び地区施設整備の方針	再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割、再開発の促進のための条件整備等の措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅整備事業の計画概要	概ね5年以内に決定(変更)予定の主要な都市計画に関する事項	その他必要に応じて定める事項
210-2-1	京阪枚方市駅周辺地区	約2.9ha	枚方市	駅前広場の再整備とあわせて、広域中心拠点にふさわしい多様な都市機能の導入により市民サービス向上に寄与し、周辺の市街地環境と調和した、安全で快適な都市環境の形成を図り、魅力的で活気あふれる都市空間を形成する。	土地の合理的かつ健全な高度利用を図りながら、周辺地域と調和した市街地の再整備をすすめる。住宅・商業・業務・宿泊施設・行政施設等の立地を促進し、広域中心拠点にふさわしい多様な都市機能の集積を図る。	市街地再開発事業等により、耐火建築物への更新を図り、地区の不燃化と都市防災機能の強化をすすめる。災害に強いまちづくりを推進する。	鉄道駅へのアクセス性を向上させるなど、交通環境の改善や歩行者空間の確保を図るため、駅前広場を含む都市計画道路路幅を拡大し、駅前線の整備を図る。	市街地再開発事業	市街地再開発事業		
210-3-1	京阪光善寺駅西地区	約1.4ha	枚方市	鉄道の連続立体交差事業にあわせ、地域の拠点にふさわしい生活サービスなどの多様な都市機能の集積を図るとともに、これらの都市機能と調和した都市居住の誘導を図り、利便性が高く良好な居住環境の形成を促進する。	土地の合理的かつ健全な高度利用を図りながら、周辺地域と調和した市街地の再整備をすすめる。住宅・商業・業務・医療施設等の立地を促進し、地域拠点にふさわしい多様な都市機能の集積を図る。	市街地再開発事業等により、耐火建築物への更新を図り、地区の不燃化と都市防災機能の強化をすすめる。災害に強いまちづくりを推進する。	鉄道駅へのアクセス性を向上させるなど、交通環境の改善や歩行者空間の確保を図るため、駅前広場を含む都市計画道路路幅を拡大し、駅前線の整備を図る。	市街地再開発事業	市街地再開発事業		
223-1-1	門真市北部地区	約461ha	門真市	防災上課題のある老朽化した木造建築物等の建替えを促進するとともに、公共施設等を整備することにより、住環境の向上と併せて土地の有効利用を図り、都市機能の更新に努める。	面整備事業、建替誘導、主要生活道路及び都市計画道路等の整備により、防災街区の整備、住環境の整備、良好な住宅の供給を図る。	木造賃貸住宅等の建替えによる建築物の不燃化・耐震化を促進する。	国道163号、大阪中央環状線、第二京阪道路を防災上重要な道路として活用し、基本安全軸として都市計画道路路幅を拡大し、駅前線の整備を進めると共に、防災性向上を図るためにも主要生活道路及び公園の整備を図る。	防災性の高い市街地を形成するための各種施策の強化を図るとともに、住宅市街地総合整備事業等の実施や木造賃貸住宅等の建替えによる建築物の不燃化・耐震化を誘導し、官民の連携を図りながら効果的な再開発を促進する。	住宅市街地総合整備事業 市街地再開発事業	防災再開発促進地区	
218-1-1	JR住道駅北地区	約9.5ha	大東市	商業・業務機能の集積を促進し、地域核にふさわしい市街地の形成を図る。	公共施設の整備にあわせて商業・業務機能の集積、都市型住宅の建設の促進等により、計画的な土地の高度利用を図る。建築物の不燃化、耐震化の促進等、防災機能の強化を図る。	民間建設活動の誘導により、建築物の共同化や不燃化を促進する。	地区内において、広場や道路等のオープンスペースを確保し、防災機能の強化を図る。				

別表2

計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

番号	地区名	地区面積	市町村名	地区の再開発、整備等の主たる目標	用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	建築物の更新の方針	都市施設及び地区施設等の整備の方針	再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割、再開発の促進のための条件整備等の措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅整備事業の計画概要	概ね5年以内に決定(変更)予定の主要な都市計画に関する事項	その他必要に応じて定める事項
227-1-1	JR徳庵駅周辺地区	約5ha	東大阪市	利便性の高い駅前・商業機能の集積を図る。	商業機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。都市型住宅の建設を促進する。	徳庵稲田線、小阪稲田線及び徳庵駅前交差点などを整備する。JR学研都市線の立体交差化を推進する。				
227-2-1	近鉄布施施駅周辺地区	約35ha	東大阪市	地域の核にふさわしい商業、業務機能等の都市機能の集積を図る。	行政、商業、業務機能等の都市機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。都市型住宅の建設を促進する。	高井田長堂線、足代荒川線などを整備する。				
227-2-2	近鉄長瀬駅周辺地区	約5ha	東大阪市	利便性の高い駅前・商業機能の集積を図る。	商業機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。都市型住宅の建設を促進する。	柏田長瀬線及び長瀬駅前交通広場などを整備する。近鉄大阪線の立体交差化を推進する。				
227-2-3	近鉄狛刀駅周辺地区	約6ha	東大阪市	利便性の高い駅前・商業機能の集積を図る。	商業機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。都市型住宅の建設を促進する。	足代金岡線、深川友井線及び狛刀駅前交通広場などを整備する。近鉄大阪線の立体交差化を推進する。				
227-2-4	JR長瀬駅周辺地区	約10ha	東大阪市	地域の核にふさわしい商業機能等の都市機能の集積を図る。	商業機能等の都市機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。都市型住宅の建設を促進する。	大阪八尾線、柏田長瀬線などを整備する。				
227-3-1	東大阪市中心拠点地区	約140ha	東大阪市	東大阪市の中心拠点にふさわしい魅力ある各種機能を集積した拠点の形成を図る。	行政、文化、商業、業務機能等の都市機能に加え、都市型住宅を適正に配置し、計画的な土地利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。都市型住宅の建設を促進する。	大阪モノレールの整備を推進するとともに、若江稲田線などを整備する。				

別表2
計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

番号	地区名	地区面積	市町村名	地区の再開発、整備等の主たる目標	用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	建築物の更新の方針	都市施設及び地区施設整備の方針	再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割、再開発の促進のための条件整備等の措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅整備事業の計画概要	概ね5年以内に実施予定の主要な都市計画に関する事項	その他必要に応じて定める事項
227-4-1	若江・岩田・瓜生 堂地区	約49ha	東大阪市	防災上課題のある老朽化した建築物等の不燃化を促進するとともに、防災公共施設を整備することにより、住環境の向上と併せて土地の有効利用を図る。 地域の移転にふさわしい商業、業務機能等の都市機能の集積を図る。	防災公共施設の整備により、防災街区の整備、住環境の整備、良好な住宅の供給を図る。 商業、業務機能等の都市機能の集積と、公共施設の整備に合わせた計画的な土地の高度利用を図る。	地区内における耐火・準耐火建築物化を促進する。 都市型住宅の建設を促進する。	防災機能の向上に寄与する主要生活道路を防災公共施設に指定し、整備する。 大阪モノレールの整備を推進するとともに、瓜生堂駅前交通広場などを整備する。	住宅市街地総合整備事業により、住環境の改善を図る。	住宅市街地総合整備事業	防災再開発促進地区	
227-4-2	近鉄瓢箪山駅周辺地区	約17ha	東大阪市	地域の移転にふさわしい商業、業務機能等の都市機能の集積を図る。	行政、商業、業務機能等の都市機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。 都市型住宅の建設を促進する。	大阪瓢箪山線及び瓢箪山駅前交通広場などを整備する。				
221-1-1	JR柏原駅東口地区	約0.4ha	柏原市	柏原市の中心市街地の玄関口として、駅前広場、道路等の公共施設整備、駅前整備等都市機能の更新と土地の有効利用を図り、災害に強い活力のある街をつくる。	駅前広場や道路等の都市基盤整備を行い商業・業務・公益施設・住宅等の建築物の整備に併せた土地の合理的かつ健全な高度利用を図る。	JR柏原駅東口地区では、市街地再開発事業の実施にむけて検討する。	都市計画道路大泉本郷線、柏原駅前交通広場、柏原駅前線、法善寺築留線の整備の検討をする。	住宅市街地基盤整備事業により住環境の整備を図る。	市街地再開発事業(柏原駅東口地区)		

理 由

都市再開発法第2条の3第1項の規定に基づく「都市再開発の方針」について、都市における土地利用の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、「計画的な再開発が必要な市街地」及び当該市街地に係る再開発の目標等を変更する。また、開発整備の進捗等にあわせて、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」及び当該地区の計画の概要を変更する。

議 第 4 6 6 号
計 調 第 1 0 1 7 号
令和 4 年 1 月 2 1 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

南部大阪都市計画都市再開発の方針の変更について(付議)

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

南部大阪都市計画都市再開発の方針の変更（大阪府決定）

「南部大阪都市計画都市再開発の方針」を次のとおり変更する。

1. 都市再開発法第2条の3第1項第1号の規定に基づく、「計画的な再開発が必要な市街地」に係る再開発の目標並びに当該市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針

「別表1のとおり」

2. 都市再開発法第2条の3第1項第2号の規定に基づく、「計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」及び当該地区の整備又は開発の計画の概要

「別表2のとおり」

別表1

計画的な再開発が必要な市街地

番号	計画的な再開発が必要な市街地	面積	市町村名	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針	特に整備効果が大きいと予想される地区又は特に早急に再開発を行うことが望ましい地区	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区	備考
216-1	河内長野駅周辺市街地	約54ha	河内長野市	河内長野駅周辺に、河内長野市の都市拠点にふさわしい商業・文化・教育・生活サービスタなどの都市機能の集積を図り、中心市街地としての整備を進める。	都市拠点の河内長野駅周辺、ラプリーホール周辺、行政拠点の市役所周辺を結ぶ道路ネットワークづくりを進める。 河内長野駅周辺の安心・安全に歩ける空間の確保と交通渋滞の緩和を図る。 河内長野駅前において、建築物共同化を促進し、通路的に共同化を進めることにより、まちなか居住の推進を図るとともに、災害に強いまちづくりをめざす。 安全で円滑な人と車の移動と確保を図るため、河内長野駅周辺での駐車場整備を検討する。	河内長野駅周辺地区		
216-2	三日市周辺市街地	約25ha	河内長野市	三日市周辺地域では、南海三日市町駅周辺を中心とした都市核の形成をめざし、市民が豊かな生活を創造できる都市機能の集積を進めるとともに、歴史的資源等の地域特性を活かした都市の有効活用を図りながら、河内長野市南部地域の拠点として相応しい「ふれあいと歴史・文化のまち」をめざす。	駅周辺では、人や車の安全で円滑な移動を確保するため、駐車場や駐輪場の整備を図る。 旧高野街道沿いでは、歴史的資源を活かした町並みの保全を図りながら、魅力あるまちづくりを進める。 空閑地等の低未利用地では、ミニ開発等によるスプロール化を防止し、駅周辺整備や旧高野街道沿いのまちづくりと連携した整備を図る。	三日市周辺地区	南海三日市町駅周辺地区	
219-1	JR和泉府中駅前周辺市街地	約4.9ha	和泉市	和泉市の地域核として、賑わいと活気あふれた地域づくりを行うため、都市環境の整備を行い、商業業務機能を始め都市機能の再生整備を図る。	商業、業務地の集約化を図り、魅力的な地域核の形成を図る。 道路等の整備を進める。 老朽化した建築物の整備による都市の不燃化を図る。			
219-2	JR北信太駅前周辺市街地	約5.9ha	和泉市	駅前広場や駅へのアクセス道路、東西自由通路のハリアアプリー化等の基盤整備を進めるとともに、地域の貴重な歴史資源を活用し、暮らしの質・交流・活力の向上により、都市の利便性や魅力を維持しながら躍進していくまちを目指す。	都市計画道路北言太駅前線(駅前広場含む)や東西自由通路のハリアアプリー化をはじめとした駅周辺の基盤整備を進める。 沿道の生活利便機能や賑わいを備えた環境整備の促進を図る。			
225-1	南海高石駅周辺地区	約46ha	高石市	大阪市中心部への便利なアクセスを活かして都市核及び近隣商業地としての機能を充実するとともに、防災性に優れた周辺の居住環境の改善を図る。	高石駅周辺の地区は商業、業務、コミュニティ等の機能の充実を図る。 道路、公園等の整備を図り、都市居住環境の充実を図る。		南海高石駅西地区	
225-2	南海羽衣駅周辺地区	約53ha	高石市	大阪市中心部への便利なアクセスを活かして都市核及び近隣商業地としての機能を充実するとともに、防災性に優れた周辺の居住環境の改善を図る。	羽衣駅周辺地区は、商業、業務、コミュニティ等の機能の充実を図る。 道路、公園等の整備を図り、都市居住環境の充実を図る。			

別表1

計画的な再開発が必要な市街地

番号	計画的な再開発が必要な市街地	面積	市町村名	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針	特に整備効果が大い予想される地区又は特に早急に再開発を行うことが望ましい地区	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区	備考
202-1	JR東岸和田駅周辺地区	約81ha	岸和田市	南部大阪の都市拠点としての機能を充実するとともに、防災性に優れた居住環境の充実を図る。	東岸和田駅周辺地区は、再開発などを促進し商業、業務地としての土地利用の集約化を図ると共に都市居住環境の改善を図る。 幹線道路の交通渋滞解消のために、JR阪和線の高架化を進めると共に、関連側道の整備により、駅へのアクセス・ディレイの向上を図る。 道路、駅前広場、公園等の整備を図り、交流空間の整備を図る。 災害に強いまちづくりをめざす。			
202-2	岸和田旧港地区	約15ha	岸和田市	既存中心市街地に立地する特性を活かし、文化・国際交流・商業・業務・住宅等の機能を備えた複合市街地の形成を図る。	岸和田旧港地区は、地区計画に基づく地区施設の整備と民間再開発、公共施設整備により、国際交流・集客空間の創出を図る。 豊かな緑、海辺のゆとり空間創出等、すぐれた都市景観の創出を図る。			
213-1	南海泉佐野駅周辺地区	約81ha	泉佐野市	泉佐野市の中心市街地として商業、業務、居住などの複合的な都市機能の集積とこれに相応しい環境づくりを図る。	商業、業務、住宅、行政機能等の充実を図る。 安全快適で利便性の高い住宅供給や商業の活性化などを促進し、都市にふさわしい機能集積を図る。			

別表2
計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

番号	地区名	地区面積	市町村名	地区の再開発・整備等の主たる目標	用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	建築物の更新の方針	都市施設及び地区施設の方針	再開発の推進のために必要な公書及び民間の役割、再開発の促進のための条件整備等の措置	概ね5年以内の実施予定の主要な面的整備事業又は住宅整備事業の計画概要	概ね5年以上以内に決定(変更)予定の主要な都市計画に関する事項	その他必要に応じて定める事項
216-1-1	河内長野駅前地区	約15ha	河内長野市	河内長野市の都市拠点としてふさわしい都市機能の充実を図り、中心市街地としての整備を進める。	商業、文化、教育、生活サービス等の都市機能の充実を図るとともに、災害に強いまちづくりに向け計画的な都市基盤整備を図る。 多様なニーズに対応した住宅の供給を促進する。まちなか居住を推進する。	地権者等の意向を踏まえて、民間主体で市街地再開発事業、優良建築物等整備事業等の手法を活用して、建築物の共同化を促進することにより、建築物を更新する。	商業、文化、教育、生活サービス等の都市機能を持つ施設の整備を図る。 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業等、建築物の共同化の促進を図ることにより、上記施設の整備を図る。 都市計画道路河内長野駅前線の整備が図られるよう努める。				
216-2-1	南海三日月町駅周辺地区	約5ha	河内長野市	河内長野市南部地域の拠点としての駅前整備により、駅前の利便性向上、交通安全や防災機能の向上を図るとともに、都市機能の更新並びに土地の有効利用を図る。	駅前広場や道路等の都市基盤整備を行い、商業、公益施設、駐車場及び駐輪場等の建築物の整備にあわせた土地の合理的かつ健全な高度利用を図る。	三日月町駅前西部地区では、市街地再開発事業を実施する。 河内長野市南部の拠点としてふさわしい駅舎の改良を促進する。 旧高野街道沿いの歴史的町並みや商店街の修景整備を促進する。	都市計画道路三日月町駅前線、三日月市東西線、三日月市青葉台線及び三日月市駅前広場等を整備する。 都市計画駐車場第2号三日月町駅前自転車駐車場を整備する。			三日月町駅前西部地区第一種市街地再開発事業(完了)	
225-1-1	南海高石駅西地区	約12ha	高石市	高石市の南の玄関口としての都市核として、都市防災性の向上、良好な住環境の形成、商業の活性化など、市街地の改善を図る。	面的整備事業、建築誘導、都市計画道路及び生活道路等の整備により、防災街区や住環境の整備を図る。	業務、商業施設の立地を促進する。 良好な住環境とオープンスペースを確保する。 個性ある地区景観の創出を図る。	高石南線、高石駅前線、高石駅西側線の都市計画道路を防災上重要な道路として活用するとともに、生活道路や公園等を整備する。			高石駅西地区画整理事業を促進する。	

理 由

都市再開発法第2条の3第1項の規定に基づく「都市再開発の方針」について、都市における土地利用の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、「計画的な再開発が必要な市街地」及び当該市街地に係る再開発の目標等を変更する。また、開発整備の進捗等にあわせて、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」及び当該地区の計画の概要を変更する。

議 第 467 号
計 調 第 1014 号
令和4年1月21日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

北部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更について(付議)

標記について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

北部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更（大阪府決定）

「北部大阪都市計画防災街区の整備の方針」を次のとおり変更する。

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項第1号の規定に基づく、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」及び当該地区の整備又は開発に関する計画の概要

「別表のとおり」

別表
特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

番号	地区名	地区面積	市町村名	地区の再開発、整備等の主たる目標	防災街区に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	建築物の更新の方針	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割、再開発の促進のための条件整備等の措置	概ね5年以上以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅建設事業の計画概要	概ね5年以上以内に決定(変更)予定の主要な都市計画に関する事項	その他必要に応じて定める事項
203-1	庄内地区	約430ha	豊中市	防災上課題のある木造建築物等の建替を促進するとともに、公共施設等を整備することにより、住環境を向上させ防災街区としての整備を図る。	都市計画道路、生活道路の整備及び面的整備事業、建替誘導により、防災街区の整備、住環境の改善及び都市型住宅の供給を図る。	老朽化した木造賃貸住宅等の個別建替・共同・協調建替等を誘導することにより、建築物の不燃化の促進を図る。	都市計画道路三国塚口線、穂積菟江線を防災上重要な道路として整備に努めるとともに、生活道路、緑道整備を図る。併せて、公園広場等の整備を図る。	住宅市街地総合整備事業により、住環境の整備を図る。	住宅市街地総合整備事業	市街地再開発事業(庄内駅周辺地区)	
203-2	豊南町地区	約80ha	豊中市	防災上課題のある木造建築物等の建替を促進するとともに、公共施設等を整備することにより、住環境を向上させ防災街区としての整備を図る。	都市計画道路、生活道路の整備及び面的整備事業、建替誘導により、防災街区の整備、住環境の改善及び都市型住宅の供給を図る。	老朽化した木造賃貸住宅等の個別建替・共同・協調建替等を誘導することにより、建築物の不燃化の促進を図る。	都市計画道路神崎刀根山線を防災上重要な道路として活用するとともに、生活道路、緑道整備を図る。併せて、公園広場等の整備を図る。	住宅市街地総合整備事業により、住環境の整備を図る。	住宅市街地総合整備事業		

理 由

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項の規定に基づく「防災街区の整備の方針」について、市街地の整備の方針を、都市計画区域マスタープランに位置づけがあるため、削除する。

議 第 468 号
計 調 第 1016 号
令和 4 年 1 月 21 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

東部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更について(付議)

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

東部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更（大阪府決定）

「東部大阪都市計画防災街区の整備の方針」を次のとおり変更する。

1. 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項第1号の規定に基づく、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」及び当該地区の整備又は開発に関する計画の概要

「別表1のとおり」

2. 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項第2号の規定に基づく、「防災公共施設」の整備及び「防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等」の整備に関する計画の概要

「別表2のとおり」

別表1
特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

番号	地区名	地区面積	市町村名	地区の再開発、整備等の主たる目標	防災街区に関する基本方針、その他の土地利用計画の概要	建築物の更新の方針	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	再開発の推進のために必要な公共的役割、再開発のための条件整備等の措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅建設事業の計画概要	概ね5年以内の決定(変更)予定の主要な都市計画に関する事項	その他必要に応じて定める事項
215-1	葦島東地区	約49ha	寝屋川市	防災上課題のある老朽建築物等の建替えの促進及び公共施設の整備を行うことにより、住環境を向上させ、防災街区としての整備を図る。	老朽建築物等の建替えの促進及び主要生活道路等の整備を行い、良質な住宅の供給と良好な住環境の形成を図る。	老朽建築物等の建替えの促進により耐火建築物等への更新を図り、地区の不燃化と都市防災機能の強化を進め、災害に強いまちづくりを推進する。	防災上重要な道路である都市計画道路菅島線と、防災機能の向上に等与する主要生活道路を防災公共施設に指定し、整備の向上を図る。		住宅市街地総合整備事業		
215-2	池田・大和地区	約66ha	寝屋川市	防災上課題のある老朽建築物等の建替えの促進及び公共施設の整備を行うことにより、住環境を向上させ、防災街区としての整備を図る。	老朽建築物等の建替えの促進及び主要生活道路等の整備を行い、良質な住宅の供給と良好な住環境の形成を図る。	老朽建築物等の建替えの促進により耐火建築物等への更新を図り、地区の不燃化と都市防災機能の強化を進め、災害に強いまちづくりを推進する。	防災上重要な道路である都市計画道路対馬江大和線、防災機能の向上に等与する主要生活道路を防災公共施設に指定し、整備の向上を図る。		住宅市街地総合整備事業		
215-3	寝屋川香里地区	約133ha	寝屋川市	防災上課題のある老朽建築物等の建替えの促進及び公共施設の整備を行うことにより、住環境を向上させ、防災街区としての整備を図る。	老朽建築物等の建替えの促進及び主要生活道路等の整備を行い、良質な住宅の供給と良好な住環境の形成を図る。	老朽建築物等の建替えの促進により耐火建築物等への更新を図り、地区の不燃化と都市防災機能の強化を進め、災害に強いまちづくりを推進する。	国道170号を防災上重要な道路として活用することにも、防災機能の向上に等与する主要生活道路を防災公共施設に指定し、整備の向上を図る。		住宅市街地総合整備事業		
223-1	門真市北部地区	約461ha	門真市	防災上課題のある老朽木造建築物等の建替えを促進するとともに、公共施設を整備することにより、住環境を向上させ防災街区としての整備を図る。	面整備事業、建替誘導、主要生活道路及び都市計画道路等の整備により、防災街区の整備、住環境の整備、良質な住宅の供給を図る。	木造賃貸住宅等の建替えによる建築物の不燃化、耐震化を促進する。	国道163号、大阪中央環状線、第二京阪道路を活用し、主要な道路として活用し、基本安全軸として都市計画道路摩室川大東線の整備を進めるとともに防災性向上を図るためにも主要生活道路及び公園等の整備を図る。	防災性の高い市街地を形成するため、各種施策の強化を図るとともに、住宅市街地総合整備事業等の実施や木造賃貸住宅等の建替えによる建築物の不燃化、耐震化を誘導し、官民の連携を図りながら効果的な再開発を促進する。	住宅市街地総合整備事業		
209-1	大日・八雲東町地区	約70ha	守口市	防災上課題のある老朽木造建築物等の建替えを促進するとともに、公共施設を整備することにより、住環境を向上させ防災街区としての整備を図る。	老朽木造建築物等の建替えを促進し、併せて主要生活道路等の整備を行い、良質な住宅の供給と良好な住環境の形成を図る。	木造賃貸住宅等の建替えによる建築物の不燃化、耐震化及び共同化・協調化を促進する。	防災性の高い市街地を形成し、防災機能の向上に等与する主要生活道路を防災公共施設に指定し、整備の向上を図る。		住宅市街地総合整備事業		

別表1
特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

番号	地区名	地区面積	市町村名	地区の再開発、整備等の主たる目標	防災街区に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	建築物の更新の方針	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割、再開発のための条件整備等の措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅建設事業の計画概要	概ね5年以内の主要な面的整備事業又は住宅建設事業の計画概要	その他の必要に応じて定める事項
209-2	東部地区	約150ha	守口市	防災上課題のある老朽木造建築物等の建替えを促進するとともに、公共施設を整備することにより、住環境を向上させ防災街区としての整備を図る。	老朽木造建築物等の建替えを促進し、併せて主要生活道路等の整備を行い、良質な住宅の供給と良好な住環境の形成を図る。	木造賃貸住宅等の建替えによる建築物の不燃化、耐震化及び共同化・協調化を促進する。	防災性の向上や生活の利便性を高めるため、主要生活道路や小公園の整備を推進する。		住宅市街地総合整備事業		
227-1	若江・岩田・瓜生堂地区	約49ha	東大阪市	防災上課題のある老朽化した建築物等の不燃化を促進するとともに、防災公共施設を整備することにより、住環境の向上と併せて土地の有効利用を図る。 地域の活性化にふさわしい商業、業務機能等の都市機能の真積を図る。	防災公共施設の整備により、防災街区の整備、住環境の改善、良質な住宅の供給を図る。 商業、業務機能等の都市機能の真積と、公共施設の整備に合わせた計画的な土地の高度利用を図る。	地区内における耐火・準耐火建築物化を促進する。 都市型住宅の建設を促進する。	防災機能の向上に寄与する主要生活道路を防災公共施設に指定し、整備する。 大阪モ／レールの整備を推進するとともに、瓜生堂駅前交通広場なども整備する。	住宅市街地総合整備事業により、住環境の改善を図る。	住宅市街地総合整備事業		

別表2

防災公共施設の整備等の概要

①防災公共施設の整備に関する計画

番号	地区名	市町村名	防災公共施設の整備の方針	整備する防災公共施設の種別		当該防災公共施設の配置及び規模		当該防災公共施設の整備の概ねのスケジュール		
				道路名	号数	延長及び幅員				
215-1	壹島東地区	寝屋川市	防災上重要な公共施設の整備に努め、地区の防災性向上を図る。	主要生活道路 1号壁面線	第1、2、4、6～9号	延長3,070m、幅員6.7m(一部9.2m)		地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。		
				主要生活道路 2号壁面線	第3号				地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。	
				主要生活道路 3号壁面線	第5号				地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。	
215-2	池田・大和地区	寝屋川市	防災上重要な公共施設の整備に努め、地区の防災性向上を図る。	都市計画道路荳島講良線	第10号	延長1,350m、幅員18m	整備重要路線として、重点的な整備に努める。			
215-3	寝屋川香里地区	寝屋川市	防災上重要な公共施設の整備に努め、地区の防災性向上を図る。	主要生活道路 1号壁面線	第1号～第4号	延長2,120m、幅員6.7m		地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。		
				主要生活道路 1号壁面線	第1号～第9号				延長5,380m、幅員6.7m	地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。
227-1	若江・岩田・瓜生堂地区	東大阪市	防災上重要な公共施設の整備に努め、地区の防災性向上を図る。	主要生活道路 岩田5号線	第1号	延長約80m、幅員6.7m		地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。		
				主要生活道路 岩田38号線	第2号				延長約150m、幅員6.7m	地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。
				主要生活道路 桜橋通線	第3号				延長約210m、幅員6.7m	地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。
				主要生活道路 若江42号線	第4号				延長約240m、幅員6.7m	地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。
				主要生活道路 防災道路A号線	第5号				延長約170m、幅員6.7m	地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。
				主要生活道路 防災道路B号線	第6号				延長約220m、幅員6.7m	地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。
				主要生活道路 防災道路C号線	第7号				延長約120m、幅員6.7m	地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。

②防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画

番号	地区名	市町村名	防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の方針	防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備概要	防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概ねのスケジュール
215-1	壹島東地区	寝屋川市	防災街区整備地区計画により、特定防災機能を確保する。	建築物の構造を耐火建築物等に制限することや、壁面の位置の制限区域内における工作物の設置を規制することで、特定防災機能を確保する。	地区の不燃化向上に向けて、建替えの促進を図る。
215-2	池田・大和地区	寝屋川市	防災街区整備地区計画により、特定防災機能を確保する。	建築物の構造を耐火建築物等に制限することや、壁面の位置の制限区域内における工作物の設置を規制することで、特定防災機能を確保する。	地区の不燃化向上に向けて、建替えの促進を図る。
215-3	寝屋川香里地区	寝屋川市	防災街区整備地区計画により、特定防災機能を確保する。	建築物の構造を耐火建築物等に制限することや、壁面の位置の制限区域内における工作物の設置を規制することで、特定防災機能を確保する。	地区の不燃化向上に向けて、建替えの促進を図る。
227-1	若江・岩田・瓜生堂地区	東大阪市	防災街区整備地区計画により、特定防災機能を確保する。	建築物の構造を耐火建築物等に制限することや、壁面の位置の制限区域内における工作物の設置を規制することで、特定防災機能を確保する。	地区の不燃化向上に向けて、建替えの促進を図る。

理 由

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項の規定に基づく「防災街区の整備の方針」について、市街地の整備の方針を、都市計画区域マスタープランに位置づけがあるため、削除する。また、密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」に係る計画の概要を変更するとともに、あわせて「防災公共施設」の整備及び「防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等」の整備に関する計画の概要を定める。

議 第 469 号
計 調 第 1018 号
令和 4 年 1 月 21 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

南部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更について(付議)

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

南部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更（大阪府決定）

「南部大阪都市計画防災街区の整備の方針」を廃止する。

理 由

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項の規定に基づく「防災街区の整備の方針」について、事業の完了に伴い、本方針を廃止する。

議 第 470 号
計 調 第 1004 号
令和 4 年 1 月 21 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

東部大阪都市計画道路の変更について（付議）

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

東部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

東部大阪都市計画道路中、3・1・223-1 号大阪中央環状線ほか1 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考					
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造						
幹線街路	3・1・223-1	大阪中央環状線	門真市向島町地内	門真市ひえ島町地内	門真市ひえ島町地内	約 3,760m	地表式	8 車線	60m	京阪本線と立体交差 自動車専用道路と立体交差 1 箇所 幹線街路大阪枚方京都線と立体交差 幹線街路大阪四日市線と立体交差 幹線街路新橋柳線と立体交差 幹線街路桑才深野線と立体交差 幹線街路旧大阪四日市線と立体交差 幹線街路と平面交差 2 箇所						
												車線の数の内訳			6 車線	約 590m
															8 車線	約 1,680m
															10 車線	約 1,490m
特殊街路	9・7・223-1	大阪モノレール専用道	門真市向島町地内	大阪市鶴見区安田二丁目地内	門真市松生町地内	約 5,080m	嵩上式	—	8m		都市モノレール専用道					

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

門真市駅から（仮称）門真南駅間に新たな駅を設置することにより、周辺地域の交通利便性が向上することに加え地域の発展に寄与することから、本案のとおり、3・1・223－1号大阪中央環状線及び9・7・223－1号大阪モノレール専用道を変更するものである。

議 第 471 号
計 調 第 1005 号
令和 4 年 1 月 21 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更について（付議）

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更（大阪府決定）

東部大阪都市計画都市高速鉄道中、223-2号大阪モノレールを次のように変更する。

1. 線路部分

名 称		位 置			区 域	構 造		備 考
番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構造 形式	地表式の区 間における 幹線街路等 との交差の 構造	
223-2	大阪 モノレ ール	門真市 向島町 地内	大阪市 鶴見区 安田二 丁目地 内	門真市 松生町 地内	約 5,080m	嵩上式		線路線数 2

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 主要施設

名 称			位 置	備 考
番 号	路線名	施設名		
223-2	大阪 モノレ ール	門真市駅	門真市新橋町地内	約 1,900 m ²
		(仮称)松生町駅	門真市松生町地内	約 2,000 m ²
		(仮称)門真南駅	門真市三ツ島2丁目地内	約 2,600 m ²

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

門真市駅から（仮称）門真南駅間に新たな駅を設置することにより、周辺地域の交通利便性が向上することに加え地域の発展に寄与することから、本案のとおり、223-2号大阪モノレールを変更するものである。